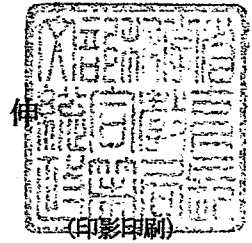
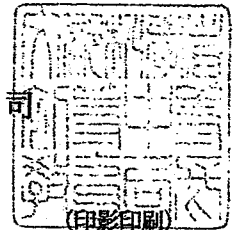


各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市市長
各国公立大学長 殿
各国公立高等専門学校長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省総合教育政策局長
浅田 和



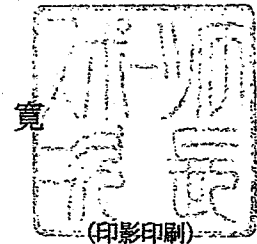
文部科学省初等中等教育局長
丸山 洋



文部科学省高等教育局長
伯井 美



スポーツ庁次長
瀧本 寛



令和 2 年春の全国交通安全運動の実施について (依頼)

この度、中央交通安全対策会議交通対策本部において、別紙のとおり「令和 2 年春の全国交通安全運動推進要綱」が決定され、これに基づき標記の運動が令和 2 年 4 月 6 日 (月) から 4 月 15 日 (水) までの 10 日間実施され、特に 4 月 10 日 (金) を「交通事故

死ゼロを目指す日」とすることとされました。

今回は全国重点として「子供を始めとする歩行者の安全の確保」「高齢運転者等の安全運転の励行」「自転車の安全利用の推進」が定められ、また、地域の交通事故実態等に即して必要があるときは、都道府県の交通対策協議会等が地域重点を定めることができることとされています。

また、本運動の実施に当たっては、昨年、「昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議」において決定された「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」（別紙資料の「別添」参照）も踏まえ、特に未就学児を中心とした子供が日常的に集団で移動する経路の安全確保等に努めることとされています。

については、関係各位におかれては、本運動の趣旨を踏まえ、下記の事項に留意の上、交通事故防止の徹底のため、警察等と連携し学校等における交通安全教育の一層の充実を図るとともに、各都道府県・指定都市教育委員会及び各都道府県知事・指定都市市長におかれては域内の市区町村教育委員会、所管又は所轄の学校（専修学校・各種学校を含む。以下同じ。）及び学校法人等に対し、附属学校を置く国公立大学法人におかれては管下の学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては所轄の学校に対し、厚生労働省医政局長及び社会・援護局長におかれては所管の学校に対し、周知方よろしくお取り計らい願います。

記

1 児童生徒等に対する交通安全教育の推進

(1) 交通安全教育の推進

ア 学校においては、体育科・保健体育科や特別活動はもとより、各教科等においてもその特質に応じて安全に関する指導を行うよう努めることにより、学校の教育活動全体を通じた計画的な指導を充実させること。また、児童会・生徒会活動等における自主的な交通安全活動を助長するように配慮し、児童生徒の交通安全に対する関心や意識を高めること。特に、交通混雑や視認性の低下など、夕暮れ時と夜間の危険性を踏まえ、反射材用品・明るい目立つ色の服装等の着用効果などを認識させる交通安全教育を図ること。

その際、高齢者や幼児など、交通事故の被害者になることが多い年齢層の交通行動の特性（歩行中児童の特徴は飛び出しによる死亡・重傷事故が多く、高齢歩行者の特徴は走行車両の直前直後横断等の法令違反が多くみられる。）について理解させたり、高齢者と児童生徒が共に交通安全教育を受ける場を設けるなど、高齢者との世代間交流にも配慮することとし、歩行者の交通ルール遵守の徹底を図ること。

また、障害のある幼児児童生徒については、個々の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、並びに、地域の実態に十分配慮すること。

イ 学校における交通安全指導については、「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」「生徒の安全な通学のための教育教材DVD『安全な通学を考える～加害者にもならない～』」「児童の安全な通学のための教育教材DVD『安全に通学しよう～自分で身を守る、みんなを守る～』」、リーフレット「くいでまなぼう！たいせつないのちとあんぜん」（いずれも文部科学省作成）などを活用し、一層の充実を図ること。（参考：学校安全ポータルサイト <https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>）特に、幼稚園、幼保連携型認定こども園及び小学校においては、幼児等が交差点で信号待ちをしている際に、車両が歩道に突入する事故が発生していることも念頭にいただいた注意の払い方、道路の歩行と横断の仕方、

路上遊戯の危険と安全な遊び方などについて繰り返し指導を行い、安全な行動が身に付くように努めること。

ウ 学校においては、帰宅後においても学校で指導したことが正しく守られ、実践されるよう家庭との連携に努めること。

エ 幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校等においては、PTA、地域子ども会、関係機関・団体等の協力を得て、児童生徒等と保護者が一緒に学ぶ交通安全教室等を開催し、踏切や道路における安全な通行方法などについて具体的に理解させること。また、保護者に対しては、運転者には歩行者保護の観点から横断歩道手前での減速義務と横断歩道における歩行者優先義務があることや運転中のスマートフォン等の使用等の危険性、あおり運転が社会問題となっていること等を周知すること。

(2) 安全な道路交通環境づくりの促進

ア 教育委員会においては、通学路の交通安全の確保のため、各市町村で策定されている通学路交通安全プログラムに基づく取組等を引き続き推進し、地域において学校、警察、道路管理者等の関係機関が密接に連携し、地域ぐるみで子供の安全を見守る体制を構築すること。

また、同プログラムに基づく通学路の点検に当たっては、自転車の視点も踏まえるなど、交通手段の特性や地域の実情を考慮して行い、把握した危険個所については、警察や道路管理者と連携を取り、道路交通安全環境の整備を図りつつ通学路の交通安全確保に努めること。特に、幼稚園、幼保連携型認定こども園については、昨年実施した「未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検」において抽出された危険個所において、未だ「対策未定」「対策予定」となっている箇所がある場合には関係機関と連携を取り早期に対策を講ずること。

イ 教育委員会においては、路上遊戯等による交通事故の防止対策の一環として、校庭、学校体育施設、社会体育施設等の開放を行うなど、地域全体で児童生徒等の活動の場の確保に努めること。

その際、不審者などの侵入防止に必要な措置を講ずるなど、児童生徒等の安全管理に配慮すること。

ウ スクール・ゾーンについては、「スクール・ゾーンの設定の推進について（依頼）」（令和元年6月27日付け文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長通知）に基づき、スクール・ゾーンの設定を推進し、学校の周囲における交通安全対策を推進すること。また、教育委員会、幼稚園、幼保連携型認定こども園及び小学校においては、登下校中における交通事故をなくしていくため、今後とも地域の警察等と協力して、スクール・ゾーン内における歩行者用道路の拡大と自動車の交通規制の強化を促進し、当該地域内における児童生徒等の交通事故防止を積極的に推進すること。

エ 幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校等においては、通学路等の交通安全総点検・安全マップの作成等を実施し、児童生徒等の目線による通学路等における交通上の危険箇所の把握と解消に努めること。

その際、交通安全の観点のみならず、登下校時の児童生徒の犯罪被害防止にも配慮すること。

(3) 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車等の安全な利用

ア 自転車の安全な利用については、「自転車安全利用五則」（平成19年7月10日付け中央交通安全対策会議交通対策本部決定）を活用し、小学校、中学校及び

高等学校において、自転車安全教室の開催等により、夕暮れ時と夜間における反射材用品等の着用の促進、前照灯の点灯の徹底、点検整備について指導するほか、自転車の安全な利用や正しい駐輪の仕方などの周知を図り、登下校時の安全かつ正しい走行及び交通ルールの遵守に関し、児童生徒が自主的に安全な行動ができるように指導すること。特に、車道の左側通行等自転車の通行方法の指導、歩道通行時における歩行者の優先、二人乗り及び並進の禁止、傘差し、スマートフォン使用、イヤホン使用等の危険性の周知徹底を図ること。

イ 自転車の利用者が加害者となる交通死亡事故や高額賠償事案の発生等を踏まえ、機会を捉えて、児童生徒の保護者等に対する各種保険制度の周知に努めること。

ウ 原動機付自転車及び自動二輪車等の利用については、高等学校において、保健体育科及びホームルーム活動を中心とした交通安全教育を一層充実させるとともに、原動機付自転車・自動二輪車による事故の防止及び無謀運転の追放のため課外指導等の充実を図り、家庭、関係機関・団体等との連携の下に、適切な指導に努めること。また、多くの高校生が近い将来、自動車運転免許を取得する現状に鑑み、運転免許を取得する以前から、交通事故（飲酒運転・無免許運転・危険ドラッグを使用した上での運転、あおり運転などの悪質性・危険性が高い運転を含む。）の責任等を理解させ、運転者として備えておくべき安全意識を醸成する教育を行い、これを基礎として、免許取得時の教育とあいまって、運転者に必要な資質の涵養を図ること。

(4) シートベルトの正しい使用及びヘルメットの着用の徹底等

ア 児童生徒・保護者に対し、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト着用義務の周知及び着用の徹底を図ること。

イ 自転車乗車時における幼児児童の乗車用ヘルメット着用の徹底と、中学生・高校生の自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用を促進すること。

ウ 保護者に対し、幼児二人同乗用自転車の安全利用並びに幼児児童の自転車乗車時における乗車用ヘルメット着用に関する正しい理解を促進すること。

2 大学生等に対する交通安全教育の推進

大学、高等専門学校等においては、交通ルールの遵守と交通マナーの習得・向上を図るため、学生の自転車や二輪車・自動車の事故・利用等の実態に応じ、警察等の関係機関・団体等と連携し、交通安全指導の一層の充実を図ること。

3 高齢者等に対する交通安全教育の推進

地域においては、生涯にわたる交通安全教育の推進を図る観点から、高齢者及び青少年・成人を対象とした学級・講座等における学習活動、青少年団体、女性団体、PTA等の社会教育関係団体による実践活動並びに社会教育施設における事業などを通して、地域住民の交通安全に関する学習を奨励すること。

特に、交通事故死亡者数全体に占める高齢者の割合が極めて高いこと及び高齢運転者による重大交通事故の発生などの情勢を踏まえ、高齢者に対し、参加・体験・実践型の交通安全に関する学習の促進を図るように努めること。また、高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響などの安全教育及び広報啓発や、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発等にも努めること。

(本件連絡先)

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

安全教育推進室 交通安全・防犯教育係

TEL 03-5253-4111 (内線 2695)

令和2年春の全国交通安全運動推進要綱

令和2年2月3日
中央交通安全対策会議
交通対策本部決定

第1 目的

本運動は、広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

第2 期間

- 1 運動期間 令和2年4月6日（月）から15日（水）までの10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日（金）

第3 主催

内閣府，警察庁，総務省，法務省，文部科学省，厚生労働省，農林水産省，経済産業省，国土交通省，防衛省，都道府県，市区町村，独立行政法人自動車技術総合機構，独立行政法人自動車事故対策機構，独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構，自動車安全運転センター，軽自動車検査協会，（一財）全日本交通安全協会，（公財）日本道路交通情報センター，（一社）全日本指定自動車教習所協会連合会，（一社）日本二輪車普及安全協会，（一社）日本自動車連盟，（公社）日本バス協会，（公社）全日本トラック協会，（一社）全国ハイヤー・タクシー連合会

第4 協賛

別紙のとおり

第5 運動重点

1 全国重点

- (1) 子供を始めとする歩行者の安全の確保
- (2) 高齢運転者等の安全運転の励行
- (3) 自転車の安全利用の推進

【趣旨】全国重点を3点とする趣旨は以下のとおりである。

- (1) 交通事故死者数全体のうち、歩行中の割合が最も高いこと、歩行者側にも横断違反等の法令違反が認められること、次代を担う子供のかげがえのない命を社会全体で交通事故から守ることが重要であるにもかかわらず、依然として道路において子供が危険にさらされていること、特に、新年度になり、入学や進

級を迎える4月以降に小学生の歩行中の交通事故が増加する傾向にあることから、歩行者の安全確保を図る必要があること

- (2) 死亡事故の第1当事者の多くが自動車であること、「自動車対歩行者」の死亡事故の多くが道路横断中に発生していることから、歩行者保護意識の向上が必要であること、高齢者の交通事故死者数が、交通事故死者数全体の半数以上を占め、その減少が強く求められていること、高齢運転者による重大交通事故が発生していること、自動車乗車中における後部座席シートベルトの着用率やチャイルドシートの使用率がいまだ低調であること、重大交通事故の原因となる飲酒運転等の危険運転による悲惨な交通事故が依然として後を絶たないことから、安全運転の確保が必要であること
- (3) 自転車は、身近な交通手段であるが、自転車側に法令違反がある重大な交通事故が後を絶たないことから、自転車利用者に対する交通ルール・マナーの周知徹底が必要であること

2 地域重点

都道府県の交通対策協議会等は、上記1の全国重点のほか、地域の交通事故実態等に即して必要があるときは、地域の重点を定めることができる。

第6 全国重点に関する主な推進項目

以下のとおり各重点に掲げる項目を中心に、参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動、街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を実施する。

1 子供を始めとする歩行者の安全の確保

(1) 歩行者の交通ルール遵守の徹底

- ア 横断歩道の通行、横断禁止場所の横断禁止、信号遵守等の歩行者自身の安全を守るための交通ルール遵守の呼び掛けの強化
- イ 歩行中児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死亡・重傷者が多いなど）、高齢歩行者の死亡事故の特徴（走行車両の直前直後横断等の法令違反が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の実施
- ウ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育の推進

(2) 歩行者の安全の確保

- ア 通学路、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- イ 高齢者による自身の身体機能の変化に対する的確な認識とこれに基づく安全行動の促進
- ウ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進

2 高齢運転者等の安全運転の励行

(1) 運転者の交通ルール遵守の徹底等

- ア 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する思いやりの気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛け
- イ 横断歩道手前での減速義務と横断歩道における歩行者優先義務等の遵守によ

る歩行者の保護の徹底

- ウ 運転中のスマートフォン等の使用等の危険性の周知と施行された「道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第20号）」による罰則強化についての指導・啓発
- (2) 高齢運転者の交通事故防止
 - ア 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰え）が交通行動に及ぼす影響などの安全教育及び広報啓発
 - イ 自動ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載されたセーフティ・サポートカーS（略称:サポカーS）の普及啓発
 - ウ 身体機能の低下等により安全な運転に不安のある運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知及び利用促進と、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進
- (3) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - ア 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用義務の周知徹底と正しい着用の必要性・効果に関する理解の促進
 - イ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付け方法及びハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法の周知徹底
 - ウ 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対し、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の強化
- (4) 飲酒運転等の危険運転の防止
 - ア 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じた、飲酒運転・いわゆる「あおり運転」等を絶対に許さない環境づくりの促進
 - イ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進
 - ウ 自動車運送事業者による点呼時におけるアルコール検知器の使用等、飲酒運転の根絶に向けた取組の実施
- 3 自転車の安全利用の推進
 - (1) 自転車の交通ルール・マナーの周知徹底
 - ア 「自転車安全利用五則」を活用した自転車の通行ルール、前照灯の点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認等の交通ルール・マナーの周知徹底
 - イ 二人乗り、並進、飲酒運転の禁止の徹底と、傘差し、スマートフォン等使用、イヤホン使用等の危険性の周知徹底
 - ウ 自転車通行空間が整備された箇所における通行ルールの周知徹底
 - (2) 自転車の安全利用の促進等
 - ア 幼児・児童の乗車用ヘルメット着用の徹底と、高齢者や中学・高校生等の自転車利用者に対するヘルメットの着用の促進
 - イ 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用と、幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進
 - ウ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入の促進

第7 運動の実施要領

運動の実施に当たっては、交通事故により、いまだ多くの人々が犠牲になり、あるいは心身に損傷を負っている厳しい交通事故情勢が国民に正しく理解・認識され、前記第5及び第6に掲げた運動重点及び推進項目の趣旨（以下「本運動の趣旨」という。）が国民各層に定着して、国民一人一人が交通ルールを守り、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って交通マナーを実践するなど交通事故の防止に寄与するよう、以下の要領に従い効果的に運動を展開するものとする。

その際、交通事故被害者等の視点に配慮するとともに、交通事故犠牲者に対する哀悼の意を表するものとする。

さらに、交通安全に対する国民の更なる意識の向上を図り、国民一人一人が交通事故に注意して行動することにより、交通事故の発生を抑止することを目的とした「交通事故死ゼロを目指す日」を実施する。

1 主催機関・団体における実施要領

- (1) 主催機関・団体は、相互間はもとより関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持するとともに、具体的な実施計画を策定し、推進体制を確立するものとする。
- (2) 主催機関・団体は、組織の特性をいかして地域住民が参加しやすいように創意工夫し、参加・体験・実践型の各種交通安全教育、街頭キャンペーン、交通安全教材等の提供、被害者等の視点を取り入れた啓発活動、作文・標語等の募集と活用などの諸活動を展開し、又は支援するものとする。
- (3) 主催機関・団体は、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌(紙)、インターネット、携帯端末、ポスター、広報車等、各種の媒体を活用して対象に応じた広報啓発活動を活発に展開するとともに、これらの各種メディアに対し、運動を効果的に推進するための情報提供を積極的に行い、交通安全意識の高揚を図るものとする。
- (4) 主催機関・団体は、所属の全職員に対し、本運動の趣旨を周知し、職員自身が交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転を励行するとともに、率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をするものとする。
- (5) 都道府県及び市区町村は、以下のような諸活動を展開し、又は情報提供等の支援をするものとする。その際、民間団体及び交通ボランティア等との幅広い連携を図るとともに、高齢化が進む交通ボランティアの活性化と若者の交通安全意識の向上を図るため、運動への若者の参加促進に努めるものとする。

ア 地域、家庭等における活動

- (ア) 世代間交流を視野に入れた参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催
- (イ) 住民を主体とした交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による危険箇所の把握と解消
- (ウ) 家庭内での話合い等を通じた交通安全意識の高揚、安全な交通行動の実践
- (エ) 交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者等に対する家庭訪問等による地域ぐるみでの交通安全指導の推進
- (オ) 地域、家庭等が連携した地域ぐるみでの子供の見守り活動の充実

イ 幼稚園，保育所，認定こども園及び小学校等における活動

- (ア) 子供と保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による，歩行中の安全な通行方法や自転車の安全利用等の基本的な交通ルール・マナーの教育
- (イ) 保護者等を交えた交通安全総点検，ヒヤリ地図の作成等による子供の目線からの危険箇所の把握と解消

ウ 福祉施設等高齢者が利用する機会の多い施設等における活動

- (ア) 参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中・自転車乗用中の安全な交通行動等の指導
- (イ) 関係者等を交えた交通安全総点検，ヒヤリ地図の作成等による高齢者にとっての危険箇所の把握と解消

エ 職域における活動

- (ア) 事業所等の業務形態に対応した交通安全教室等の開催
- (イ) 飲酒運転・無免許運転・いわゆる「あおり運転」等による交通事故の実態及び悪質性・危険性の周知
- (ウ) 横断歩道における歩行者優先の徹底と歩行者に対する思いやりのある模範的な運転の推進
- (エ) 交通法令を遵守し，体調面も考慮した安全運転の励行
- (オ) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (カ) 自転車利用者に対する交通ルールの遵守の徹底
- (キ) 社内における広報啓発活動や職員による地域の交通安全啓発活動への参加の促進

2 協賛団体における実施要領

協賛団体は，主催機関・団体を始め他の関係機関・団体等との連携を密にして，地域と一体となった運動が展開されるよう上記1に準じ，組織の特性に応じた取組を推進するとともに，職員に対して本運動の趣旨等を周知し，職員自身が率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をするものとする。

第8 効果評価の実施

主催機関・団体は，運動終了後にその効果の評価を行い，実施結果を的確に把握することにより，次回以降の運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努めるものとする。

第9 未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策を踏まえた運動の推進

主催機関・団体は，本運動の実施に当たっては，「昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議」において決定された「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」（別添）の趣旨を踏まえ，未就学児を中心とした子供が日常的に集団で移動する経路の安全確保に係る対策及び高齢運転者による交通事故防止対策が効果的に推進されるように努めるものとする。

別紙

協 賛 団 体

(順不同)

- | | |
|--------------------|--------------------|
| (一社)日本民営鉄道協会 | 中央労働災害防止協会 |
| (一社)全国自家用自動車協会 | 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 |
| (公社)全国通運連盟 | 建設業労働災害防止協会 |
| (一社)日本陸送協会 | (一社)日本交通科学学会 |
| 全国農業協同組合連合会 | 独立行政法人日本スポーツ振興センター |
| 日本貨物運送協同組合連合会 | 全国都道府県教育長協議会 |
| (一社)全国個人タクシー協会 | (公社)日本PTA全国協議会 |
| (一社)日本自動車工業会 | (一社)全国高等学校PTA連合会 |
| (一社)全国軽自動車協会連合会 | 全国国公立幼稚園・こども園長会 |
| (一社)日本自動車整備振興会連合会 | 全国連合小学校長会 |
| (一社)日本自動車販売協会連合会 | 全日本中学校長会 |
| (一社)日本中古自動車販売協会連合会 | 全国高等学校長協会 |
| (一社)日本自動車タイヤ協会 | 全日本私立幼稚園連合会 |
| (一財)自転車産業振興協会 | 日本私立中学高等学校連合会 |
| 日本自転車軽自動車商協同組合連合会 | (公社)全国子ども会連合会 |
| (一社)全国建設業協会 | (一財)日本交通安全教育普及協会 |
| (一社)日本道路建設業協会 | (公社)全国公民館連合会 |
| (公社)日本道路協会 | (公財)あしたの日本を創る協会 |
| 全国道路利用者会議 | (公社)日本青年会議所 |
| (一社)全日本駐車協会 | 日本青年団協議会 |
| 全日本交通運輸産業労働組合協議会 | (公財)ボーイスカウト日本連盟 |
| 全国交通運輸労働組合総連合 | (公社)ガールスカウト日本連盟 |
| 全日本運輸産業労働組合連合会 | 全国地域婦人団体連絡協議会 |
| 全日本自動車産業労働組合総連合会 | 主婦連合会 |

(公財)全国老人クラブ連合会	時事通信社
(福)日本身体障害者団体連合会	日本テレビ放送網
(福)日本盲人福祉委員会	フジテレビジョン
(一財)全日本ろうあ連盟	TBSテレビ
(福)全国社会福祉協議会	テレビ朝日
日本弁護士連合会	テレビ東京
全国人権擁護委員連合会	ニッポン放送
損害保険料率算出機構	文化放送
(一社)全国銀行協会	TBSラジオ
(一社)生命保険協会	(株)日経ラジオ社
(一社)日本損害保険協会	(一社)公営交通事業協会
全国共済農業協同組合連合会	(一社)全国道路標識・標示業協会
日本赤十字社	(一社)日本自動車会議所
(公財)日本消防協会	石油連盟
日本放送協会	全国石油商業組合連合会
(一社)日本新聞協会	(公財)国際交通安全学会
(一社)日本雑誌協会	(公財)日本交通管理技術協会
(公社)日本広報協会	全国地域活動連絡協議会
朝日新聞社	(一財)児童健全育成推進財団
毎日新聞社	(一社)全国レンタカー協会
読売新聞社	全国トラック交通共済協同組合連合会
日本経済新聞社	(福)日本保育協会
産業経済新聞社	(公社)全国私立保育園連盟
北海道新聞社	(一社)自転車協会
中日新聞社	(一社)全国届出自動車教習所協会
西日本新聞社	全国小売酒販組合中央会
ジャパントイムズ社	全国特別支援学校長会
(一社)共同通信社	(一社)日本音楽事業者協会

(公社) 日本保安用品協会	日本私立短期大学協会
(公財) 交通事故総合分析センター	全国公立高等専門学校協会
(一財) 日本自動車交通安全用品協会	日本私立小学校連合会
日本自動車車体整備協同組合連合会	(一社) 日本反射材普及協会
北海道旅客鉄道(株)	(一社) 交通工学研究会
東日本旅客鉄道(株)	全日本デリバリー業安全運転協議会
東海旅客鉄道(株)	東日本高速道路(株)
西日本旅客鉄道(株)	首都高速道路(株)
四国旅客鉄道(株)	中日本高速道路(株)
九州旅客鉄道(株)	西日本高速道路(株)
日本貨物鉄道(株)	阪神高速道路(株)
(公社) 全国行政相談委員連合協議会	本州四国連絡高速道路(株)
(一社) 日本ヘルメット工業会	日本郵政グループ
日本保安炎筒工業会	建設三団体安全対策協議会
(一財) 日本自転車普及協会	(一社) 日本建設業連合会
(一社) 電気通信事業者協会	(公財) 運転代行振興機構
(一財) 道路交通情報通信システムセンター	(公財) 交通遺児育英会
(公社) 全国運転代行協会	(一社) 全国認定こども園連絡協議会
(一社) UTMS協会	特定非営利活動法人 全国認定こども園協会
全国労働者共済生活協同組合連合会	(一社) 日本フランチャイズチェーン協会
(公財) 三井住友海上福祉財団	(一社) 交通事故医療情報協会
(一財) 職業教育・キャリア教育財団	
(一社) 公立大学協会	
全国公立短期大学協会	以上153団体
独立行政法人国立高等専門学校機構	
日本私立高等専門学校協会	
(一社) 国立大学協会	
日本私立大学団体連合会	

未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策 (令和元年6月18日)

本年4月19日、豊島区で発生した暴走した乗用車による親子の交通死亡事故、5月8日大津市で発生した園児の交通死亡事故など、子供が犠牲となる事故、高齢運転者による事故が相次いで発生している。

このため、本年5月21日に開催された「昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議」における総理指示¹を踏まえ、以下を基本に、取り組むこととした。

まず、緊急に取り組む対策として、子供を交通事故の被害から守るため、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等の安全確保を早急に進める。

次に、安全運転サポート車の普及や運転免許証の自主返納者への各種支援策の広報・啓発など「高齢者の安全運転を支える対策」については、これまでも取り組んできたが、これらを**一層加速**させる。

さらに、免許返納後の高齢者の移動の足となる公共交通の利用環境の改善、最新の自動運転技術を取り入れた新しいモビリティの活用等の「高齢者の移動を伴う日常生活を支える取組」について、**大胆に取り組む**。

このような観点から、今般、緊急に対応すべき施策をはじめ重点的に取り組むべき施策を以下のとおり取りまとめた。国民の命に関わるこの課題に、関係省庁が一丸となって取り組み、子供や高齢者をはじめ誰もが安心安全に暮らしていくことができる、交通事故のない令和を一刻も早く実現し、世界をリードする交通安全社会を目指す。

1. 未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の安全確保

交通事故から次世代を担う子供のかげがえのない命を社会全体で守るため、関係省庁が連携し、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等の緊急安全点検を早急¹に実施する。その結果も踏まえ、年度内から対策を実施し、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等の道路交通安全環境の整備のほか、地域ぐるみで子供を見守るための対策を至急具体化し、着実に実行に移す。

¹ 5月21日閣僚会議に於ける総理指示の要点

1) 交通事故から、次世代を担う子供のかげがえのない命を、社会全体で守るため、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の安全確保対策を早急に取りまとめること
2) 「高齢者の安全運転を支える対策の更なる推進」及び「高齢者の移動を伴う日常生活を支える施策の充実」について、新たな技術の進展なども考慮しつつ、一層強力に推進すること

(1) 未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検の実施

関係省庁連携の下、幼稚園、保育所、認定こども園等の未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等の安全を確保する。このため、幼稚園、保育所、認定こども園等のほか、その所管機関や道路管理者、警察等の連携・協力により、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等の緊急安全点検を本年9月末までに実施し、所管機関において、本年10月中に結果の概要を集約する。これを踏まえ、関係機関等において対策を具体化し、本年度内から順次対策に着手し、着実に必要な対策を推進する。

(2) 子供の安全な通行を確保するための道路交通安全環境の整備の推進

緊急安全点検の結果を踏まえ、交通安全施設等の整備等着手可能な事業から早急に道路交通環境の整備を進める。

○安心安全な歩行空間の整備

交通安全施設等の整備強化に加え、歩道の設置・拡充、歩行者と自動車・自転車の利用空間の分離、防護柵の設置、無電柱化、踏切対策、環状交差点化等により安全・安心な歩行空間の整備を進める。

緊急性の高い箇所については、経路の見直しも含め早急に対策に着手するとともに、緊急安全点検を受けて、所管機関等において、本年10月中に対策が必要な箇所数等を取りまとめる。これをもとに本年度内に本格対策着手、可能な限り短い年数での対策完了を目指す。

○ゾーン30はじめ生活道路の交通安全

ゾーン30の整備等の面的な対策を含めて必要な交通安全施設等の整備等を推進するとともに、ゾーン30と連携したハンプ、狭さくの設置等のエリアとしての速度抑制等の対策をETC2.0等のデータを活用して効果的に実施する。

○幹線道路と生活道路のエリアの機能分化

交差点改良や改築等の幹線道路対策による生活道路と幹線道路の機能分化等を推進する。

(3) 地域ぐるみで子供を見守るための対策等

地域において、関係機関、幼稚園、保育所、認定こども園や、学校、警察、道路管理者等を交え、密接に連携し、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等の安全を確保する。その一環として、警察による現場での交通指導取締りとあわせて地域ぐるみで子供を見守るための区

域の設定、見守り活動等考えられ得る対策を至急具体化する。

○スクールゾーンの設定推進

スクールゾーンの設定推進を本年6月中に都道府県教育委員会等に依頼する。

○キッズゾーン（仮称）の創設について検討

小学校等の通学路に設けられているスクールゾーンに準ずるキッズゾーン（仮称）の創設について今秋を目途に検討する。

○幼児の通園路や園外活動中における見守り活動の充実

地域全体で通学路の見守り活動を支援する事業として実施してきた「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」（実施箇所1,700箇所）を促進し、学校・園外において幼児を見守る体制を強化し、通園路や学校外・園外活動中の幼児・児童の一層の安全確保につなげる。

○キッズガード（仮称）のモデル事業の実施及び制度化の検討

園外活動時に子ども達を見守るキッズガード（仮称）を配置する事業の実施に向け、本年度中にモデル事業を実施し、課題を踏まえて制度化を検討する。

○子供の通行が多い生活道路等における適切な交通指導取締り

子供の通行が多い生活道路等における適切な交通指導取締りを行う。時速30キロメートル毎時の区域規制が実施された子供の通行が多い生活道路等において、当該規制の実効性を確保して子供の尊い命を交通事故から守るため、道路幅員が狭くガードレール等もない生活道路でも活用できる「可搬式速度違反自動取締装置」を全国的に整備することなどにより、適切な取締りを行う。

（4）小学校の通学路の合同点検

文部科学省、警察庁、国土交通省の連携の下、平成24年4月に京都府亀岡市で発生した、登校中の児童等の列に自動車が入り込む事故を受けて、小学校の通学路の緊急合同点検を実施し、点検結果を踏まえた道路交通安全環境の整備等を行ってきており、本年度以降も同様の取組を継続して行う。

2. 高齢者の安全運転を支える対策の更なる推進

70歳以上の運転免許保有者は平成元年の約109万人から、平成30年には約1,130万人と、30年間で約10倍となった。運転免許保有者の超高齢化を前提に、交通事故を防ぐための取組を強力に推進する。

今日の安全運転サポート車は、高齢運転者を含めたドライバーの事故を防止し、その被害を軽減するために有効であり、これまでも普及に取り組んできた。一方、現在、新車の多くには安全運転サポート機能が搭載されている

ものの、既販車を含む自動車全体では普及率は必ずしも十分高いとはいえない。このため、最近の高齢運転者による事故を踏まえ、限定免許制度も具体的視野に、安全運転サポート車の普及を一層促進する。また、先進安全技術の向上を加速させる。

同時に、運転に不安を覚える高齢者等を支援するため、運転免許証の自主返納者への支援策の周知や相談体制の整備などを進めるほか、逆走対策など道路インフラの面からも高齢運転者に優しい環境の構築を強力に推進する。

(1) 安全運転サポート車の普及推進等

1) 安全運転サポート車の普及推進及び限定免許制度の検討等

○自動車税減税等の周知

自動車税減税等(本年10月施行)の周知による新車への代替を通じた普及を促進する。

○衝突被害軽減ブレーキの国内基準策定

来年1月に見込まれる衝突被害軽減ブレーキの国際基準の発効を受けて、衝突被害軽減ブレーキの国内基準を策定する。本年内を目途に、新車を対象とした衝突被害軽減ブレーキの義務付けについて結論を得る。また、衝突被害軽減ブレーキに加え、ペダル踏み間違い時加速抑制装置などの性能認定制度への導入について、本年内を目途に結論を得る。

○高齢者が運転できる免許制度の創設

安全運転支援機能を有する自動車を前提として高齢者が運転できる免許制度の創設に向け、制度の在り方、当該免許制度に適した車両に必要となる安全運転支援機能の範囲や要件及び適合性確認の在り方並びに当該自動車の普及方策などについて関係省庁が連携して検討を行い、性能認定制度の導入等の結論を得た上で、本年度内に結論を得る。

2) 既販車への後付けの安全運転支援装置の普及

○既販車への後付けの安全運転支援装置の開発を促進するとともに、その性能認定制度の創設と来年度からの実施を検討する。

3) 新たな先進安全技術の開発促進

○新たな先進安全技術の開発を促進し、特に、自動速度制御装置(ISA: Intelligent Speed Assistance)について、本年内に技術的要件等のガイドラインを策定する。

(2) 運転に不安を覚える高齢者等の支援

安全運転サポート車の普及推進等と同時に、現行の運転免許制度を円滑に運用し、地域の実情に応じた高齢者の暮らしに寄り添いつつ、運転に不

安を覚える高齢者や家族等を支援するための取組を引き続き一層強力に推進する。

○運転適性相談の更なる充実強化

運転適性相談について、専門職員の更なる配置や相談しやすい環境整備などにより、本年度内に充実強化する。

○自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の周知

自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策を周知するための広報啓発活動を本年度内に強化するほか、地域における高齢者の暮らしに丁寧に配慮した円滑な自主返納に係る地方公共団体のグッドプラクティスを周知し横展開を促す。

○高齢者講習等の円滑な実施

高齢者講習等の実施体制を確保し、長期の受講待ちを解消するなど、高齢者講習等の円滑な実施を図るため、本年3月から開始している高齢者講習等の運用の弾力化等の諸対策を引き続き推進する。

○医師の診断体制の確保

医師会等関係団体との連携を強化し、認知機能検査等で認知症のおそれがある（第1分類）とされた者の円滑な診断体制を引き続き確保する。

○認知症のおそれがあると判定された者等へのサポート

認知機能検査で認知症のおそれがあると判定された者、自主返納者や自主返納を検討している本人や家族等について、関係機関が関連情報を共有するなどのサポートを引き続き行う。

(3) 高齢運転者に優しい道路環境の構築

今後、高齢運転者が増加していく前提で、高齢者に多い事故類型などを踏まえつつ、高速道路での逆走対策をはじめ、安心して運転しやすい道路空間を構築するための方策を展開する。

○高速道路における逆走対策の一層の推進

高速道路での逆走対策について、平成30年度に民間企業から公募・選定した画像解析やレーダー技術を活用した検知システム、ETC2.0等を活用した順走車及び逆走車両への警告システム等の逆走対策技術を本年度から積極的に展開する。

○高齢運転者が安心して移動可能な道路空間の構築

高齢運転者も安心して移動可能な道路空間を構築するため、道路拡幅や標識・標示等の整備による視距や視認性の向上のほか、バリアフリー化、安心して横断が可能となるような交差点の改良等を推進するとともに、生活道路エリアから幹線道路への自動車交通の転換を図る。

3. 高齢者の移動を伴う日常生活を支える施策の充実

高齢運転者が増加する中、高齢者が自動車に頼らずに日常生活を円滑に営むことができるよう、移動を支える施策を充実することが、運転免許証を自主返納しやすい環境を整える上で特に重要である。

そこで、バスやタクシーなどの公共交通機関を、より利用しやすくするためのルール整備や支援を進めるとともに、介護サービスと輸送サービスの連携強化、交通事業者の協力による自家用有償旅客運送の導入促進など、制度の垣根を越えた連携により、高齢者のニーズにかなった地域の輸送サービスを充実・多様化する取組を推進する。

さらに、自動運転技術等も活用した新たな移動手段の導入を促進するなど、地域において利用可能な交通のためのあらゆる資源を柔軟に活用していく。

(1) 公共交通機関の柔軟な活用

高齢者が公共交通機関を柔軟に活用するための多様な可能性を洗い出し、利用促進のためのルール作り、支援等のメニューの充実を加速させる。

○地域交通イノベーションに向けた計画・支援制度の見直し

地域交通について、多様な主体が連携・協働し、AI等新技術・サービスの進展も踏まえた地域の取組を促進するための計画・支援制度等のあり方の検討を行い、次期通常国会を目指し、地域公共交通活性化再生法などの見直しを検討する。

○タクシーの相乗り導入に向けたルール整備等

タクシーの相乗りについて、全国のタクシー事業者を対象とした導入に向け、本年度内に道路運送法上の通達などの整備を図る。

○定額タクシー運賃の導入

運転免許を返納した高齢者の通院など、各地域の実情に応じた移動ニーズに対応するサービスとして、事業者が利用可能区域、利用回数等の条件を定めた上で、条件の範囲内で一定期間、定額で乗り放題とする運賃の導入を検討し、本年度中に道路運送法上の通達などの整備を図る。

○公共交通機関等におけるバリアフリー化の推進

高齢者が公共交通機関等を利用しやすい環境を整備するため、バリアフリー法に基づき、公共交通機関におけるハード・ソフト両面の更なるバリアフリー化を推進するとともに、市町村が作成する移動等円滑化促進方針及び基本構想を通じた地域の面的・一体的なバリアフリー化を推進する。本年度中にバリアフリー整備ガイドラインを改訂し、来年度中にバリアフリー整備目標の見直しを行う。

(2) 制度の垣根を越えた地域における輸送サービスの充実

公共交通以外の、地域で利用可能な輸送サービスについて、制度の垣根

を越えて地域において連携していくため、関係省庁が連携し総力を挙げてルールづくり、支援を行う。

○自家用有償旅客運送の実施の円滑化

いわゆる交通空白地域において、地域の合意の下、市町村等が運送主体となって道路運送法上認められている自家用有償旅客運送を使いやすくする観点から、以下の見直しを図る。

- 交通事業者が自らのノウハウにより協力する、具体的には、委託を受ける或いは実施主体に参画する場合の法制を次期通常国会を目指し整備する。この場合、事業者が参画する前提のため、地域における合意形成手続を容易化する。これにより、安全・安心な輸送サービスの提供を促進するとともに、実施主体の負担を軽減する。
- 対象地域である交通空白地を明確化するとともに、生活実態を踏まえ、地域における合意形成を容易化するため、既存の導入事例を調査・分析し、一定の目安を示し、判断の枠組みについて本年度内にガイドラインを策定する。
- 上記法整備に併せて、広域的な取組の促進の観点から、地域公共交通網形成計画（地域公共交通活性化再生法に基づき、都道府県や市町村が単独または複数で作成）に自家用有償旅客運送の導入を位置づけた場合の手続を簡素化する措置を講じる。

○介護サービスと輸送サービスの連携強化

介護保険制度に基づいて実施される移動支援サービスについて、サービスの普及・促進を図るため、本年度中に自治体における取組状況の実態把握を行うとともに、実施例を収集し、速やかに周知する。

○スクールバス等への混乗

地域公共交通網形成計画の作成に関する基本的な事項として、スクールバス等の路線バスへの一本化について、平成30年4月「地域公共交通の活性化及び再生に関する基本方針」の改正により追記したところであり、本年度中に自治体における取組状況の実態把握を行うとともに、これを踏まえて、来年度中に基本方針の記載内容の見直しを行う。

(3) 自動運転技術等新たな技術を活用した新しい移動手段の実用化

高齢者の多様なニーズや地域特性に適ったモビリティサービスや新たな移動手段を官民の知恵を結集し実用化する。

○MaaS(Mobility as a Service)など新たなモビリティサービスの推進

地域の様々な交通機関をスマートフォン等で連携させ、効率よくスムーズな移動を実現する新たなモビリティサービスを実現するため、協調領域²におけるオープン化すべ

² 協調領域とは、競争領域に対する概念として、オープン化等を進めていくべき領域のことである。具体的には、時刻表等すでに公開されているデータなどが想定される。

きデータの整理やシステム連携可能な API³などに関し、官民の検討会において、本年度内にガイドラインを策定する。同時に、交通事業者や様々なサービス事業者とのデータ連携を容易にする共通データプラットフォームの実現に向けた検討を進める。

新たなモビリティサービスの導入に意欲的に取り組む地域に対する総合的な支援（スマートモビリティチャレンジ）を本年度から開始する。さらに、新型輸送サービスの導入を含む地域特性ごとのモデルづくりや障害となる課題を解決するためのルール整備などを行う。これらを通じ、新たなモビリティサービスについて全国的に取組を拡大する。

事業者による、様々な交通サービスを柔軟な料金で包括的に提供するなどの MaaS のサービスの取組について支援し、必要に応じて制度・運用の緩和、更には必要な環境整備のための新たな仕組み作りを視野に入れて取り組む。

○ラストマイル自動走行の開発と実証

最寄駅等と最終目的地をラストマイル自動走行で結ぶシステムの研究開発及び実証を進め、要素技術を確立し、民間による早期社会実装を促す。本年度、地元の運行事業者による6カ月程度の長期の移動サービス実証を実施し、評価検証を実施する。

○中山間地域における道の駅等を拠点とした自動運転サービスの社会実装に向けた取組

高齢化が進行する中山間地域において人流・物流を確保するため、道の駅等を拠点とした自動運転サービスの実証実験等の取組を推進し、来年までの社会実装を目指す。

○自動運転路線バスの開発と実証

国が主導し、自動運転機能を搭載した路線バスの研究開発及び実証を進め、要素技術を確認し、民間による早期社会実装を促す。中型自動運転バスを使用した公道実証実験事業を本年度及び来年度に実施し、本年度は中型自動運転バスの開発、実証事業者の公募・選定、小型バスを用いたプレ実証を実施する。

○グリーンスローモビリティの普及・推進

ラストワンマイルの交通を支える電動低速モビリティであるグリーンスローモビリティ（電動で時速 20 km未満で公道を走る4人乗り以上のパブリックモビリティ）について、地域の課題に応じた実証実験を進めつつ、来年度までに 50 地域での実装を目指す。

○多様なモビリティの普及促進

高齢者が利用可能な多様なモビリティについて、来年度から普及促進を図る。

³ 「API」(Application Programming Interface) とは、一般に「あるアプリケーションの機能や管理するデータ等を他のアプリケーションから呼び出して利用するための接続仕様等」を指す。

4. その他

(1) フォローアップ

平成 29 年 7 月 7 日交通対策本部決定「高齢運転者による交通事故防止対策について」に基づき推進してきた施策と一体のものとして、本未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策を、着実に推進していくため、関係省庁局長級ワーキングチームによりフォローアップを行う。

(2) 交通安全の普及啓発等

本対策について、国民全体の理解と協力を得て着実に推進していくため、未就学児を中心とした子供が日常的に集団で移動する経路の安全確保に係る対策及び高齢運転者による交通事故対策の状況を、全国交通安全運動をはじめ交通安全の普及啓発を推進する中で、関係者に周知する。

